

令和8年度埼玉県返礼品付ふるさと納税業務委託 企画提案公募要領

令和8年度埼玉県返礼品付ふるさと納税業務の企画提案業務については、この要領に定めるとおりとする。

1 募集内容

(1) 委託業務名

令和8年度埼玉県返礼品付ふるさと納税業務委託

(2) 委託業務内容

令和8年度埼玉県返礼品付ふるさと納税業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の
とおり。

(3) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

(4) 予算額

上限 27,688,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

2 応募資格

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (4) 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 令和4年4月1日以後に、本業務委託と同等以上の履行実績を2件以上有する者であり、そのうちの1件が84,000,000円以上の寄附を集めていること。

3 スケジュール

(1) 募集開始	令和8年3月 2日(月)
(2) 質問受付期限	令和8年3月 6日(金) 午前11時
(3) 質問に対する回答	令和8年3月 9日(月)
(4) 企画提案参加申込書提出期限	令和8年3月12日(木) 午前11時
(5) 企画提案書等の提出期限	令和8年3月18日(水) 午後5時
(6) プレゼンテーション審査	令和8年3月下旬
(7) 審査結果の通知	令和8年3月下旬
(8) 委託契約の締結	令和8年4月 1日(水) 予定

4 質問事項の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年3月6日(金) 午前11時(必着)

(2) 受付方法

- ・「質問書(様式1)」に記入の上、電子メールにて下記の連絡先へ提出すること。
- ・電子メールの件名は「令和8年度埼玉県返礼品付ふるさと納税業務委託に関する質問」とし、メールの送信後、必ず電話連絡を行い、メールの受信確認を行うこと。
- ・口頭での質問は受け付けない。

【提出先】

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

(電話) 048-830-2771

(E-mail) a2760-02@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答方法

- ・質問に対する回答は、質問を行った団体名等を伏せた上で、令和8年3月9日(月)までに埼玉県ホームページに掲載する。なお、個人情報等が記載されている場合は、県の判断で一部修正をする場合がある。

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0106/r8henreihinurusatonouzei.html>

5 企画提案参加申込書の提出

本件に参加を希望する場合は、あらかじめ以下のとおり「参加申込書(様式2)」を提出すること。

(1) 提出方法

- ・電子メールで下記の提出先へ提出すること。
- ・電子メールの件名は「令和8年度埼玉県返礼品付ふるさと納税業務委託に関する参加申込」とし、メールの送信後、必ず電話連絡を行い、メールの受信確認を行うこと。

【提出先】

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

(電話) 048-830-2771

(E-mail) a2760-02@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年3月12日(木)午前11時(必着)

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出する書類は以下のとおりとする。様式は任意とするが、レイアウトは横が望ましい。

ア 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

(ア) 表紙

- a 表題(令和8年度埼玉県返礼品付ふるさと納税業務委託企画提案書)
- b 応募者(事業者)の名称、代表者氏名、応募者の住所、連絡担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス

(イ) 目次

(ウ) 提案内容等

a 基本方針

- ・埼玉県が既に提供している返礼品に、応募者自らが新たに開拓した返礼品を加え、県の魅力を組み込んだ返礼品の組成、県の魅力の発信をするなど、県が目標とする寄附額、寄附件数の獲得に向けた具体的な提案をすること。
- ・令和8年度に本県が目指す寄附額8,400万円、寄附件数2,200件の寄付獲得に向けた事業実施計画であること。

b 具体的な企画案返礼品の組成イメージ

既存の返礼品の内容を踏まえた上で、以下の項目を記載すること。

(a) 提案イメージについて

- ・複数市町村の特産品を組み合わせた返礼品のイメージ案を2通り(それぞれの寄附設定額を含む)。2通りのうち、一つ以上は県内地域をめぐる「コト」体験を組み込むこと。(既存返礼品の組合せ案も可とする。ただし、新規返礼品の組合せ案をより評価する。)
- ・県オリジナル返礼品のイメージ案を3通り(それぞれの寄附設定額を含む)。返礼品については、県内複数市町村にまたがって製造等がされていることにより、市町村の返礼品としては扱えないものなど、県ならではの強みを生かした返礼品を提案すること。
- ・これらが本県の魅力をPRするものである理由や県外からの寄附につながる理由。

(b) 返礼品の組成に係る考え方、目標組成数(新規返礼品数)

- ・返礼品の組成に当たり、基本的な考え方及び目標とする組成数を記載すること。
- ・なお、市町村の既存返礼品を使用する場合は、複数市町村の組合せとすることを基本とし、単品では扱わないこと。

(c) ポータルサイトに係る考え方

- ・県で利用しているポータルサイト（楽天ふるさと納税・ふるさとチョイス・ふるなび・ANAのふるさと納税）については、活用案を記載すること。
- ・前述以外のポータルサイトに返礼品の掲載を計画している場合は、それを提案する理由と活用案を記載すること。
- ・新規ポータルサイトを使用する際の掲載手数料・決済手数料（固定費を含む。以下同じ。）がわかっている場合は、詳細を記載すること。
- ・なお、企画提案時の返礼品代金（税込）は寄附額の30%以内とする。
- ・ふるさと納税ポータルサイトとは委託者が契約する。

※諸般の事情等により、提案されたポータルサイトが採用されない場合がある。

(d) 広報の内容

- ・返礼品を通じた県の魅力を広く発信し、認知度向上を図るとともに、国が定める基準の範囲内において、返礼品の更なる魅力向上に資する効果的なPRの内容を記載すること。

(e) 関係者等への説明に係る支援

- ・返礼品付ふるさと納税に取り組むに当たって、市町村など関係者に向けた説明会を開催すること。
- ・説明会以外で関係者の理解や協力が得られるための具体的な支援の内容を記載すること。

(f) その他創意工夫点

- ・(a)～(e)以外に、寄附額、寄附件数の獲得に向けて、本業務を適切に実施するために行う創意工夫点。

c 全体スケジュール

全体スケジュールには、必ず次の予定を含めること。

- ・市町村向け説明会・・・・・・・・・・4月中旬1回、その他1回以上
- ・イベント出展・・・・・・・・・・1回以上

→返礼品を通じた県の魅力を広く発信するためのPRの場を設けること。

- ・総務省への指定申出・・・・・・・・・・4回（4月、7月、10月、1月）

d 実施体制

- ・本業務を実施するにあたっての実施体制を図示すること。

e 業務フロー図

- ・寄附申込から返礼品、書類（礼状、寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書）の発送までの業務の流れを図示すること。なお、標準処理日数も併せて記載すること。

f 寄附者情報の管理

次の点を記載すること。

- ・寄附者情報を管理するための具体的な方法（本県では、ふるさと納税doを利用している。現行システムを継続する場合はその概要を記載すること。システム

を変更する場合は、データ移行等事業の継続性を確保するための方法等も併せて記載すること。

- ・個人情報漏えい防止のための対策とその運用、不測の事態が生じた場合の対応方法。

g 返礼品の調達・発送・品質管理等

- ・返礼品の管理体制（在庫管理、商標権侵害、産地偽装等）及び配送遅延等のトラブルへの対応方法。
- ・寄附者からの問い合わせやクレームへの対応方法。（マニュアル等がある場合は添付。）

h 過去の返礼品付ふるさと納税に関する業務の履行実績、自社のPRできる事項

i その他必要と思われる事項

イ 積算書

本業務に係る「積算書（様式3）」を提出すること。

※代表者印の押印は不要。

※寄附金額は8,400万円に設定すること。

※返礼品の調達に要する経費割合は30%以内とすること。（企画提案時）

※業務委託料率は小数点第2位までとすること。

ウ 法人の概要が分かるもの（既存のパンフレット等）

エ 定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書

履歴事項全部証明書については、提案日前3か月以内に取得したもの。

オ 決算関係書類

過去1年分の貸借対照表及び損益計算書

カ 各納税証明書

法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 類似業務実績調書（様式4）

「2 応募資格（6）」を確認できる書類（契約書や業務完了報告書等の写し）を添付すること。

（2）提出先及び提出方法

- ・電子データ（PDF・1ファイル）を、電子メールで下記の提出先へ提出すること。
- ・電子メールの件名は「令和8年度埼玉県返礼品付ふるさと納税業務委託に関する提案書」とし、メールの送信後、必ず電話連絡を行い、メールの受信確認を行うこと。

【提出先】

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

（電話）048-830-2771

（E-mail）a2760-02@pref.saitama.lg.jp

（3）提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時（必着）

(4) その他

- ア 企画提案書類の作成・提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- イ 応募者が応募書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募を無効とする。
契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。
- ウ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、埼玉県企画財政部地域政策課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載の上、提出すること。
- エ 企画提案書類の提出については、1 応募者につき1 提案とする。
- オ 企画提案書類の提出後は、その内容を変更することはできない。
- カ 提出された書類は、提出者に無断で使用はしない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

7 審査・選定

- (1) 県は本業務に関する業務委託契約先候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査する。
なお、企画提案書等を提出した者が1 者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を優先交渉候補者とする。
- (2) 委託先候補者選定にあたっては、令和 8 年 3 月下旬に選定委員会でプレゼンテーション審査を行う。審査はオンラインで開催することとし、参加者による提案内容の説明を 15 分程度、質疑応答を 10 分程度とすることを予定している。審査時間等については対象者に別途通知する。
なお、企画提案書の提出者が3 者を超えた場合、プレゼンテーション審査の前に書面審査を実施することとし、審査の結果は全ての者に通知する。
- (3) 審査の結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

8 評価基準

	評価項目	評価内容	配点
1	業務の理解及び業務遂行体制	・ 企画提案書の内容が、本県の業務に対する考え方に合致している ・ 本業務を着実に遂行できる、業務体制、スケジュール、業務フローとなっている	25

2	返礼品の企画等 効果的な広報・広告宣伝等 創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案された返礼品が、本県の地域の魅力をPRするもので、かつ、県外からの寄附を促すものである ・ 取扱う返礼品の種類や分野等が充実し、実現が見込まれる ・ 本県の地域の魅力の発信、寄附を促進するための戦略的かつ効果的なPRである ・ 戦略的かつ効果的なPRを踏まえた上で、返礼品を掲載するポータルサイトを選定している ・ 提案者の強みを生かした創意工夫のある提案内容である 	95
3	関係者の理解等	関係者の理解の促進や協力を得るための具体的な支援、工夫がある	20
4	返礼品、寄附者等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数市町村の県産品を組み合わせた返礼品等、返礼品の調達、発送、品質管理等を適正に行うことができる ・ 業務における個人情報等の取扱いに十分考慮がされており、個人情報・寄附情報について、漏えいや盗難を防ぐための適切な対策が講じられている 	30
5	業務実績	過去に複数の履行実績があり、豊富な経験が見込まれる	10
6	積算書	経費割合及び積算書の金額が適正である	20

9 審査結果の通知

選考結果については、速やかに全ての応募者に通知する。また、委託契約を締結した後、速やかに県ホームページに公表する。

10 契約先の決定方法及び契約方法

- (1) 県は、優先交渉権者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は契約候補者から改めて見積書を徴取する。見積書を精査の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点の候補者と改めて協議を行う。
- (3) 企画提案の選定後、優先交渉権者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料率を調整することがある。
- (4) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

イ 本県の競争入札参加資格を有する場合で、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和5年4月1日以後に2回以上全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しな

いこととなるおそれがないと認められたとき。

- (5) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。

締結には、委託者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

- (6) 本委託に係る令和8年度予算が議決されないときは、優先交渉権者を解除する。

11 その他留意事項

(1) 無効とする参加申込

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 6（1）に示す提出書類がないもの。
- カ 参加申込書に申請者の記名のないもの。
- キ 委託限度額を超える金額で積算書を提出したもの。

(2) 公募の停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由等により、公募を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該公募に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ・参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成などに要する費用）は、応募者の負担とする。
- ・提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。また、企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。
- ・質問がない場合でも、本公募に関しお知らせをする場合がある。必ず令和8年3月9日までに埼玉県ホームページに掲出する回答を確認すること。

12 連絡先（応募書類等の提出先）

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎2階）

(電話) 048-830-2771

(E-mail) a2760-02@pref.saitama.lg.jp